

第11次犬山市高齢者福祉計画・第10次介護保険事業計画 犬山市認知症施策推進計画 (案)

【計画（案）について】

パブリックコメントは「第1章～第4章（基本目標1・2）、第6章」について実施します。

なお、「第4章 施策の展開 基本目標3」「第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料」については、今後の国の動向により、算出・設定して参ります。

令和8年10月

犬 山 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の主旨と背景	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の策定体制	3
第2章 高齢者の現状	5
1 総人口及び高齢者の人口の推移と推計	5
2 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計	6
3 高齢者世帯の推移	6
4 要支援・要介護認定者の推移と推計	7
第3章 計画の基本的な考え方	8
1 基本理念	8
2 基本目標	9
3 計画の体系	10
第4章 施策の展開	12
基本目標1 安心できる暮らしの継続と生きがいづくり	12
基本目標2 介護予防の推進と地域における包括的・継続的なケアマネジメント	35
基本目標3 持続可能な社会保障制度として、介護保険制度の適正で円滑な運営	
第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料	
1 令和9年度～令和11年度の見込み	
2 介護保険料基準額の設定	
3 令和10年度、令和22年度の見込み	
第6章 犬山市認知症施策推進計画	67
1 計画の策定にあたって	67
2 計画の基本的な考え方	68
3 基本的施策	69
施策目標1 認知症の理解の推進と意向の尊重	69
施策目標2 早期発見・早期対応	75
4 計画の推進にあたって	77

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の主旨と背景

令和7年の国勢調査（人口速報推計結果）によると、日本全体で人口は1億2,305万人で、令和2年から309万7千人の減少となり、人口減少幅が拡大しています。

一方、国が示す推計人口では、65歳以上の高齢者人口は今後も増加し続け、令和25年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じるとされています。しかし、令和7年29.3%の高齢化率は今後も上昇し続けるとされ、令和52年には高齢化率は38.7%に達し、高齢者1人に対して現役世代1.3人の比率、75歳以上の高齢者率が25.1%となり、約4人に1人が75歳以上となることが見込まれています。

今後一人暮らしの高齢者や認知機能が低下する人等の増加が見込まれること、地域のつながりの希薄化や、孤独・孤立のリスクの高まりも懸念されており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう介護保険サービスをはじめ、様々な取組を充実していく必要があります。

また、国は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等の地域課題への対応、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築が求められています。

本市では、令和6年3月に策定した「第10次犬山市高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画」において、基本理念である「いきいきあんしん健康長寿のまち犬山」の実現に向け、高齢者が年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指して、様々な高齢者福祉施策を展開、介護保険事業を推進し、地域包括ケアシステムの整備・深化を進めてきました。このたび計画期間が終了となることから、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための新たな指針を策定します。また、今後増加することが懸念されている認知症の人への対応施策を高齢者福祉施策等と一体として、計画的に推進することを目的に、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度の3年間を計画期間とする「第11次犬山市高齢者福祉計画・第10次介護保険事業計画」（以下、「本計画」という）を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

（１）根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者等のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

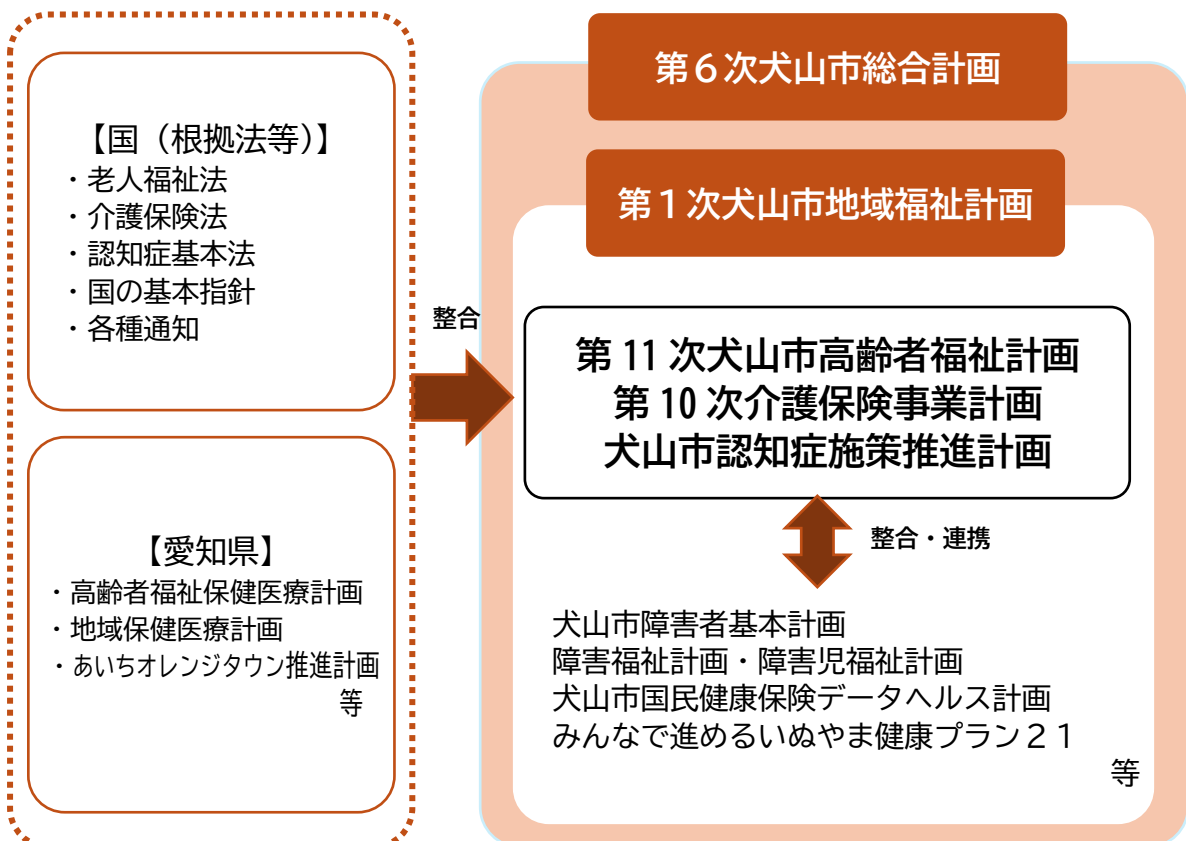
なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

また、本計画の一部を共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策の推進を図るための計画として位置づけます。

（２）関連計画との関係

本計画は「第 6 次犬山市総合計画」、「第 1 次犬山市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「犬山市障害者基本計画」、「犬山市障害福祉計画・犬山市障害児福祉計画」、「犬山市国民健康保険データヘルス計画」、「みんなで進めるいぬやま健康プラン 21」等本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

また、国、愛知県の方向性との整合を図って策定しています。



（３）計画の期間

本計画の期間は、令和９年度から令和１１年度までの３年間です。

現役世代が急減する 2040 年（令和 22 年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとしします。

令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	令和 14 年度 (2032)
第 10 次犬山市高齢者福祉計画・ 第 9 次犬山市介護保険事業計画 2024～2026			第 11 次犬山市高齢者福祉計画・ 第 10 次犬山市介護保険事業計画 犬山市認知症施策推進計画 2027～2029			第 12 次犬山市高齢者福祉計画・ 第 11 次犬山市介護保険事業計画 第 2 次犬山市認知症施策推進計画 2030～2032		

３ 計画の策定体制

（１）推進委員会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者で構成する「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

（２）計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者、事業対象者、要支援認定者を対象とした「一般高齢者調査」、要介護認定者で在宅での介護保険サービスを利用した高齢者を対象とした「居宅サービス利用者調査」、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方を対象とした「在宅介護実態調査」、認知症のご本人とその介護者を対象に聞き取りを行った「認知症施策個別アンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査名	対象者	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者調査	65 歳以上、総合事業対象者、要支援認定者のいずれかに該当する方	令和 7 年 11 月 25 日 (火)	郵送配布・ 郵送回収及 び WEB 回答	2,000	1,468	73.4%
居宅サービス利用者調査	要介護認定を受けて、在宅で介護保険サービスをご利用されている方	～ 12 月 16 日 (火)		500	294	58.8%
在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護（要支援）認定者（更新または区分変更申請の方）	令和 7 年 11 月 ～ 令和 8 年 2 月	認定調査員による面接聞き取り	-	450	-
認知症施策個別アンケート調査	認知症の方と介護されている方		専門職による面接聞き取り	-	9	-

（３）パブリックコメントの実施

※令和 8 年 10 月 20 日(火)～令和 8 年 11 月 20 日（金）

（４）計画の点検、評価、改善

高齢者福祉事業の実施状況や介護保険事業の運営状況の定期的な把握に努めるとともに、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者で構成する「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」による外部からのチェックも含め、1 年毎に計画全体の点検・評価を行い、計画期間中においても PDCA（Plan 計画、Do 実行、Check チェック、Action 改善）を用いて、計画を推進します。

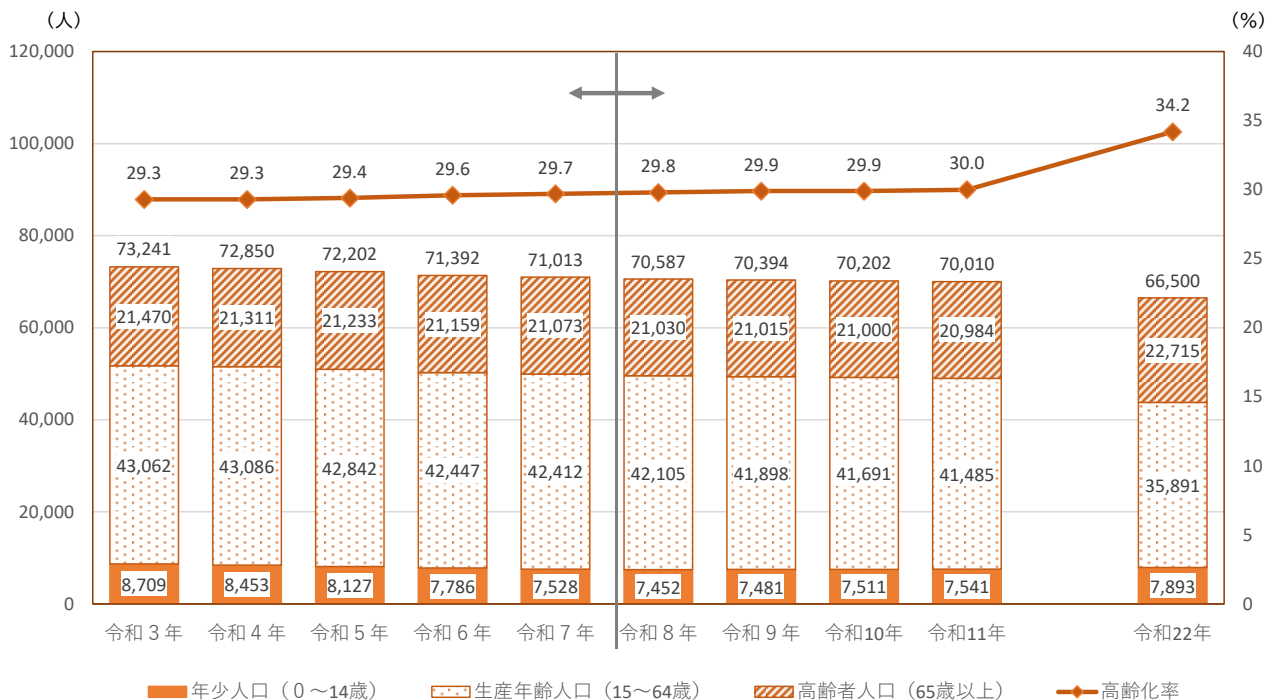
第2章 高齢者の現状

1 総人口及び高齢者の人口の推移と推計

本市の人口は令和7年10月1日現在、71,013人となり、令和3年以降減少傾向が続いています。

本計画の最終年度となる令和11年度には70,010人となり、令和22年には66,500人まで減少すると見込まれます。

年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口も減少傾向が続き、今後も減少することが見込まれます。一方で、高齢化率は緩やかな上昇傾向となり、65歳以上人口は減少するもののその比率は高まることが見込まれます。



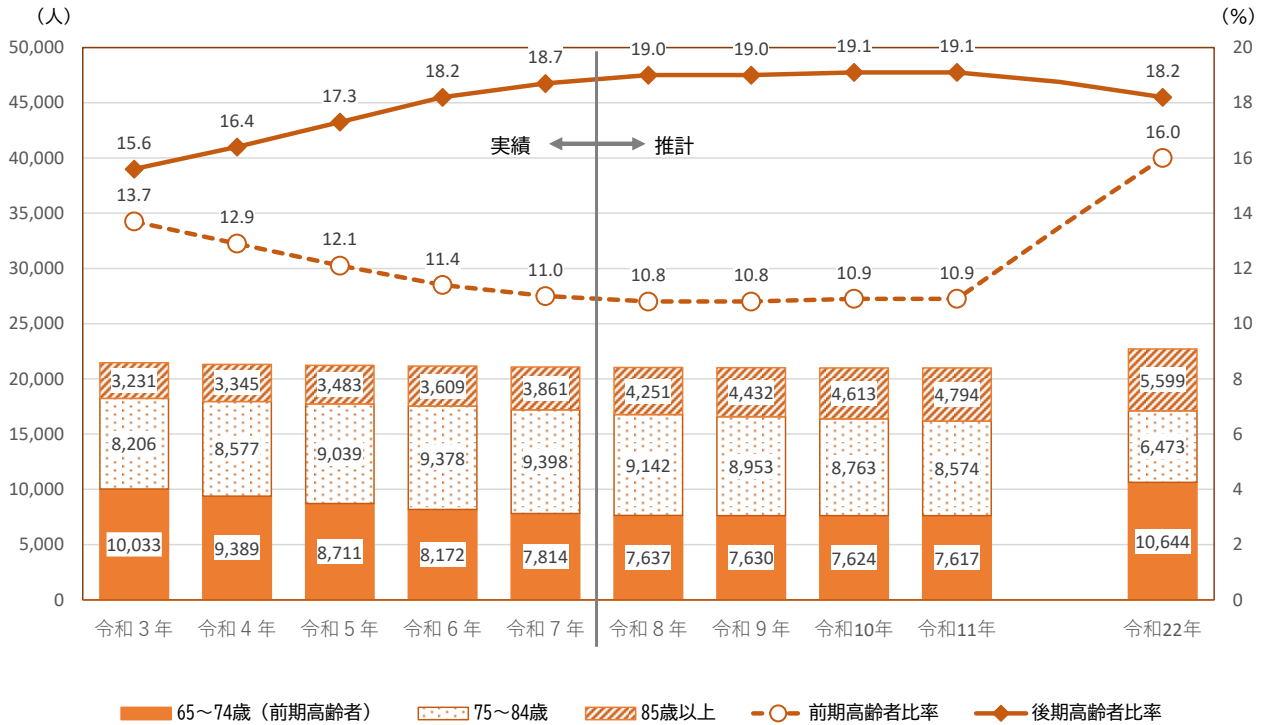
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

推計人口は犬山市人口ビジョンより算出

2 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

本市の高齢者人口の内訳をみると、65～74 歳の前期高齢者は年々減少し、令和 7 年には 7,814 人となっています。75 歳以上の後期高齢者は増加傾向が続いています。特に 85 歳以上も年々増加傾向となっています。

一方で、将来推計では、後期高齢者のうち 75～84 歳は減少に転じますが、85 歳以上は増加傾向が続く見通しです。



3 高齢者世帯の推移

本市の 65 歳以上の高齢者を含む世帯数は、令和 7 年で 13,007 世帯と令和 2 年からやや減少しています。

また、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢夫婦のみの世帯数は年々増加しています。

単位：世帯

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
市全体の世帯数	28,036	28,269	29,453	30,021
65 歳以上の高齢者を含む世帯数	12,095 (43.1%)	12,777 (45.2%)	13,187 (44.8%)	13,007 (43.3%)
ひとり暮らし高齢者世帯数①	1,712 (6.1%)	2,529 (8.9%)	3,089 (10.5%)	3,495 (11.6%)
75 歳以上 85 歳未満	761 (2.7%)	1,023 (3.6%)	1,253 (4.3%)	1,575 (5.2%)
85 歳以上	185 (0.7%)	373 (1.3%)	595 (2.0%)	807 (2.7%)
高齢者夫婦世帯数②	2,899 (10.3%)	3,652 (12.9%)	4,460 (15.1%)	4,485 (14.9%)
ひとり暮らし高齢者又は 高齢者夫婦世帯数①+②	4,611 (16.4%)	6,181 (21.9%)	7,549 (25.6%)	7,980 (26.6%)
同居世帯数	7,484 (26.7%)	6,596 (23.3%)	5,638 (19.1%)	5,027 (16.7%)

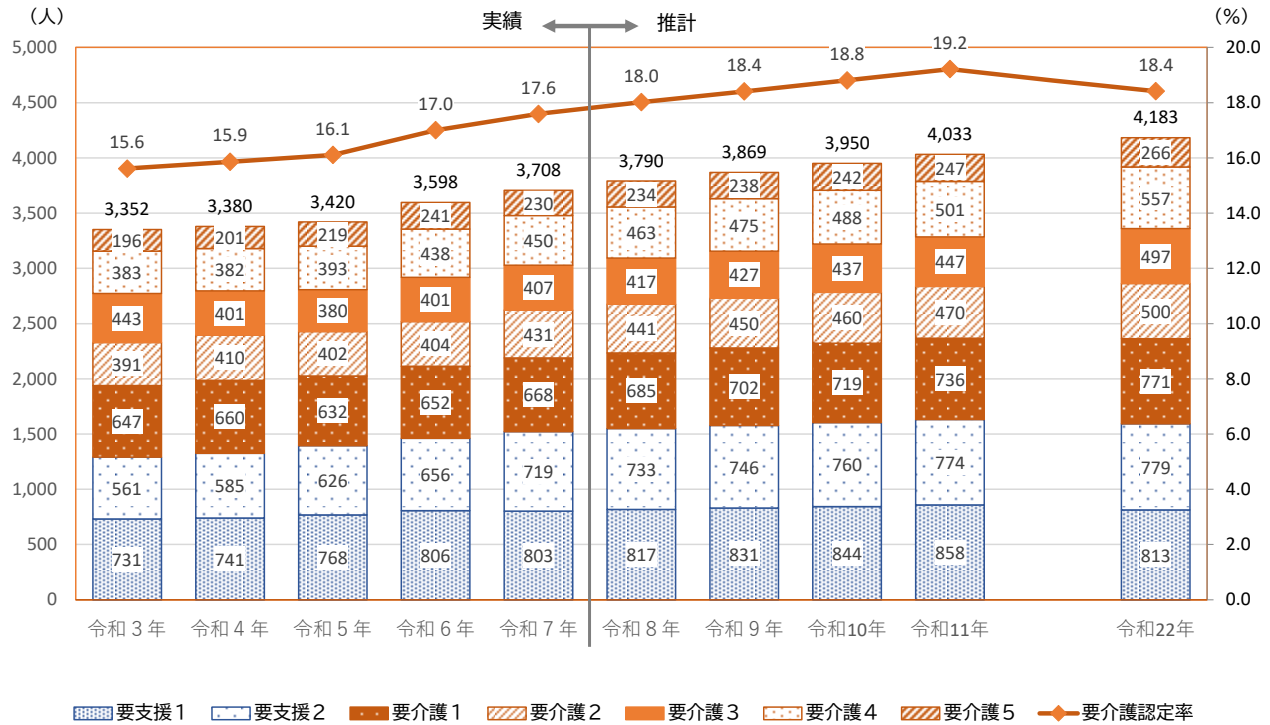
資料：国勢調査

4 要支援・要介護認定者の推移と推計

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向が続いており、令和7年には3,708人となっています。

将来推計も増加傾向が続く見通しとなっています。

要介護認定率も令和7年には17.6%で、将来推計でも令和11年までは増加傾向が続く見通しとなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の総合計画における将来像は「水と緑と伝統みんなつながりみんなうるおう豊かさ実感都市犬山」を掲げ、「誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ」、「産業が栄えるまちへ」、「人にも地球にもやさしいまちへ」を基本目標にまちづくりを進めています。

健康・福祉分野では、「誰もがイキイキと健やかに暮らすことができるまち」を目指すため、第1次地域福祉計画では「つながり、支え合い、地域で高めよう、わの力」を基本理念としています。

本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取組との連続性、整合性から前期計画の理念「いきいきあんしん健康長寿のまち犬山」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」を深化、推進していきます。

2 基本目標

基本目標1 安心できる暮らしの継続と生きがいがづくり

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら年齢に関わらず様々な分野で活躍し、いつまでも健康でいきいきと生活できるよう、社会参加や生きがいがづくりを推進していくとともに、高齢者本人の元気の維持につなげていきます。

また、高齢者が在宅でできるだけ自立した生活を送れるように、高齢者の生活を支える重層的な支援体制の構築を図るとともに、在宅での生活を支援する介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスを提供します。また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援も行います。

基本目標2 介護予防の推進と地域における包括的・継続的なケアマネジメント

高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者のQOL（生活の質）の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防・フレイル予防の取組を推進します。また、医療との連携により継続的に生活を送ることができるよう支援体制を強化します。

併せて、市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化を進めているところですが、今後も高齢者の取り巻く課題は多様化、複雑化することが見込まれていますので、引き続き、増加する相談や複合的な課題を抱えた困難ケースに対応していきます。

また、認知症高齢者が増加していくと推測される中で、認知症の人に対する住民理解の促進につながるよう、地域で活動する認知症サポーターやキャラバンメイトの活動を支援していきます。加えて認知症初期集中支援チームの活用を含め相談体制も充実を図ることにより、認知症高齢者に対する地域での支援の充実につながるとともに、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手等人材を発掘し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

さらに、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつなぐ支援や権利擁護に努めます。

基本目標3 持続可能な社会保障制度として、介護保険制度の適正で円滑な運営

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスを確保しつつ、サービスの質と向上を図るとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化に努めます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策
いきいきあんしん健康長寿のまち犬山	1 安心できる暮らしの継続と生きがいづくり	1. 多様な生きがいづくりへの支援
		2. 就業機会の充実
		3. 地域活動の奨励・支援
		4. 生活支援福祉施策
		5. 在宅介護支援福祉施策
		6. 福祉施設施策
		7. 保健施策
	2 介護予防の推進と地域における包括的・継続的なケアマネジメント	1. 介護予防・フレイル予防、健康づくりの推進
		2. 高齢者の重層的・包括的な見守り支援体制の充実
		3. 在宅生活を支える体制整備
		4. 認知症施策の充実 ※第6章 認知症施策推進計画と連動します。
		5. 医療と介護の連携強化
		6. 高齢者の権利擁護の推進
	3 持続可能な社会保障制度として、介護保険制度の適正で円滑な運営	1. 居宅サービス
		2. 施設サービス
		3. 地域密着型サービス
		4. 介護保険制度の持続可能な運営体制の強化

施策の展開
○生涯学習事業の推進 ○さくら工房の活用 ○生涯スポーツの推進
○シルバー人材センターの活用 ○高齢者活動センターの活用
○老人クラブ活動の促進 ○老人福祉センター・老人憩いの家の活用
○ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業 ○緊急通報システム事業
○高齢者タクシー料金助成事業 ○高齢者短期入所事業 ○住宅リフォーム助成事業
○難聴高齢者補聴器購入費補助事業 ○日常生活用具給付事業
○在宅要介護者介護手当支給事業 ○訪問理髪サービス ○要介護者の家族や家族介護者支援の充実
○養護老人ホーム入所措置 ○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握
○健康増進のための事業の充実と環境整備 ○生活習慣病発症予防、重症化予防
≪一般介護予防サービス≫○集いの場の拡充 ○フレイル予防事業 ○健康づくり事業 ○介護予防を担うボランティアの養成
≪介護予防・生活支援サービス≫○訪問型サービス ○通所型サービス ○要支援者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築
○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化 ○重層的な支援体制の構築
○高齢者見守り支援ネットワークの推進 ○避難行動要支援者支援制度の活用
○生活支援コーディネーターの配置 ○地域ケア会議 ○高齢者見守り配食事業 ○介護用品支給事業
○認知症サポーター養成講座及びサポーターやキャラバンメイトによる地域活動 ○認知症ケアパス
○認知症初期集中支援チーム ○認知症チェックリストの活用
○見守りGPS購入費助成事業 ○見守りシール交付事業 ○認知症高齢者等個人賠償責任保険
○在宅医療介護連携強化への取組
○高齢者虐待防止のための取組
○成年後見制度及び日常生活自立支援制度の活用（頼れる身寄りのない高齢者等への支援）
○訪問介護 ○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ○訪問看護・介護予防訪問看護
○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
○通所介護 ○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売
○居宅介護支援・介護予防支援 ○住宅改修・介護予防住宅改修
○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院
○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ○地域密着型通所介護
○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護
○適正な要介護認定 ○ケアプランの点検 ○住宅改修の点検 ○福祉用具購入の点検
○福祉用具貸与の点検 ○縦覧による給付の整合性確認及び介護情報と医療情報との突合
○介護給付費通知 ○介護サービス相談員派遣事業の推進 ○介護人材の確保と資質の向上
○介護現場の生産性向上の推進（介護職場でICTの活用等合理的なサービス提供の確保）
○災害や感染症に対応する体制の整備（災害時の施設等支援、事業継続計画等策定の指導・助言）

第4章 施策の展開

基本目標

1

安心できる暮らしの継続と生きがいづくり

1 多様な生きがいづくりへの支援

高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、機会の拡充に努めます。

また、高齢者自身も地域における生活支援サービスの担い手となることも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めます。

生涯学習事業の推進

事業内容

高齢者が積極的に学び、個性と能力を伸ばすとともに、学習の機会の提供と自主的なクラブ活動を支援するために、楽田地区で老人福祉センターなどを活用して高齢者教室を開催しています。

現状と評価

囲碁、手芸、カラオケなどのクラブ活動のほか、各種発表会、展示会を行い、高齢者相互の懇親と教養を深める活動をしています。受講者の高齢化に伴い、教室数が減少しています。

【高齢者教室の受講実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
延開催数（回）	258	219	209
延参加者数（人）	4,950	5,700	4,094
教室数（教室）	6	5	4
会員数（人）	100	100	77

方向性

高齢社会・情報社会の到来により生涯学習に対するニーズが多様化・高度化していることを受け、「いつでも・どこでも・だれでも」自らが学ぶことができる生涯学習環境を整え、地域のNPO法人や大学とも連携し、魅力ある事業を展開します。

また、高齢者教室の維持、活性化のため、新規会員の加入促進につなげます。

さらに、ボランティア講師登録制度として、市民の特技、知識、経験を講師として活かしてもらうことにより、生きがいづくりの場の提供と併せて、地域の人材育成と活用を積極的に進めていきます。

さくら工房の活用

事業内容

高齢者の生きがいづくりと健康増進を図るため、介護予防整備事業補助を受け、平成 15 年 5 月に開設しました。

市民健康館との一体的な運営のもと、ものづくりを中心とした創作活動を展開しています。犬山焼窯元を講師に招いての陶芸教室、ステンドグラスや刺しゅう、水彩画などの教室を、前期と後期に分けて実施しています。

現状と評価

ものづくりを通じて認知症や閉じこもりなどの介護予防効果が期待できる内容の教室を中心に実施していますが、参加者の年齢層は 65 歳以上が 7 割ほどで、80 代後半の参加者も複数の教室でありました。

初めて参加される人は 3 割、継続して参加されている人は 7 割で、教室参加者アンケートでの声として、「参加して何が良かったか」の設問に対し、「趣味ができた」「外出の機会が増えた」「友達ができた」といった回答が上位を占めました。

【実績】

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)
延受講者数（人）		2,938	2,957	3,230
うち高齢者実数（人）		194	270	240
開催教室数（教室）	前期	17	17	17
	後期	18	17	16

方向性

講師代表、市民代表、行政等で構成する「犬山市生きがいと健康づくり推進会議」の意見を踏まえ、さくら工房において、生涯学習や介護予防に関する事業を継続していきます。

講師の高齢化により休止や廃止となる教室や、定員を満たさず休止する教室もあることから、教室内容の検討や講師発掘に努め、高齢者の多様な価値観に対応できるよう魅力ある教室運営を図っていきます。

また、初回参加の割合が 3 割と少ないため、市広報での募集以外に、教室参加者による作品展を広く周知し、初回参加者の獲得にも努めていきます。

生涯スポーツの推進

事業内容

スポーツを通じて、高齢者の方でも健康の保持・増進や体力づくり、仲間づくりができるよう、各種スポーツイベントを開催し、参加促進を図っています。

既に、地域の高齢者の中では、グラウンド・ゴルフ、卓球、クロリティー・ボッチャといったスポーツが活発であり、スポーツを通じて健康づくりや仲間づくりに繋がっています。

現状と評価

高齢者が、各種スポーツイベントにできるだけ多く参加できる環境を整え、健康の保持・増進や体力づくり、仲間づくりを通じた生きがいづくりを推進しています。

【市民大会（グラウンド・ゴルフ）参加実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
大会開催数（回）	2	2	2
大会参加者数（人）	307	275	300

方向性

年齢を問わず誰もが気軽に参加でき、それぞれの体力や年齢、興味や目的に応じてスポーツに親しむことのできる機会を提供します。今後も、木曽川犬山緑地やエナジーサポートアリーナ（体育館）などを活用し、犬山市スポーツ推進委員連絡協議会、特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会、エナジーサポートアリーナ指定管理者をはじめ関係機関との連携を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けた事業を展開していきます。

2 就業機会の充実

高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を活かし、労働力の担い手として活動できるよう、シルバー人材センターと連携し、就業機会を充実させることで、高齢者が生きがい・やりがいを持ち地域に貢献できるよう努めます。

シルバー人材センターの活用

事業内容

地方公共団体や一般家庭、企業から臨時的・短期的な軽易な業務を受注し、会員の中から適任者を選任して、会員と発注者との間の請負・委任関係の成立をコーディネートするかたちで働く場を提供するほか、派遣・職業紹介も行っており、高齢者が培ってきた経験・能力を活かし働くことを通じて社会参画し、生きがいを得る機会を提供しています。

現状と評価

人生100年時代を見据えた生涯現役社会の取組により、高齢になっても継続して企業に就労する割合が高くなり、会員の確保が困難となっています。このため、入会説明会の多様化や広報・イベント開催等による入会促進と会員定着の取組を進めています。

また、城下町プラザ事業、トマト栽培事業といった自主事業にも取り組んでいます。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
会員人数（人）	633	635	640
作業等受託件数（件）	3,414	3,077	3,000

方向性

「就業」を高齢者の生きがいづくりの一つとする高齢者のため、シルバー人材センターの活性化を支援するとともに、自立した事業運営ができるよう支援していきます。

また、見守りや家事援助、社会参加支援といった生活支援の担い手としての活動も支援していきます。

高齢者活動センターの活用

事業内容

高齢者活動センターは、高齢者に就業の機会を提供するために設置された施設です。健康増進と高齢者相互の社会交流を図ることも目的として、軽作業を行っています。

現状と評価

高齢者の就業機会を確保していく中で、その選択肢の一つとして軽作業をはじめとする業務の受注に努めています。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
配分金総額（千円）	4,892	5,325	5,350
延就業者数（人）	279	299	310

方向性

今後も就労活動を支援するとともに、高齢者相互の交流を図るためにシルバー人材センターを通じて管理運営をしていきます。

3 地域活動の奨励・支援

高齢者のニーズを捉えながら、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、老人クラブの活性化など、高齢者の知識や経験を活かした活動を支援します。

老人クラブ活動の促進

事業内容

老人クラブは、「健康」「友愛」「奉仕」の三本柱を基本理念として、趣味の活動や教養講座の受講のほか、社会奉仕活動や地域行事への参加といった、様々な活動を通じて、高齢者の生きがいくつくりと健康づくり、社会参加の促進を図っています。

現状と評価

地域での社会奉仕活動やスポーツ活動を行い、地域住民同士が支え合う基盤の一つとして、各地域で活動しています。

役員のなり手不足や活動目標の共有が難しいこと、高齢者の趣味が多様化していることなどの理由により、会員数及びクラブ数は減少傾向です。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
会員数（人）	1,338	1,165	1,160
加入率（%） （60歳以上人口）	5.31	4.65	4.56
クラブ数（団体）	35	30	30

方向性

高齢者が老人クラブ活動を通じて生きがいのある豊かな高齢期を過ごせるよう、老人クラブへの助成を行います。

また、老人クラブの活動が地域の活性化に繋がるよう支援していきます。

老人福祉センター・老人憩の家の活用

事業内容

趣味やレクリエーションなどを通じて健康増進や教養の向上を図ることを目的として設置された施設で、地域での交流の場として活用されています。

現状と評価

地域により稼働率に差があり、また、利用者についても固定化している傾向にあります。

施設の老朽化が進んでおり、令和6年度に公共施設マネジメントの観点から中長期的な営繕についての検討を行い、大規模改修等による長寿命化の方針を定めました。

令和7年度からは、利用者の利便性の観点からトイレのバリアフリー化、洋式化の検討を進めています。

【老人福祉センター・老人憩の家の利用実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
総延利用人数 (人)	21,873	22,125	22,500
老人福祉センター 延利用人数(人)	10,445	11,508	11,100
老人憩の家 延利用人数(人)	11,428	10,617	11,400

方向性

施設のあり方検討の結果、中長期的な営繕計画を進める中で、今後必要な営繕を進めていきます。

4 生活支援福祉施策

ひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域での生活を継続するための支援を行います。

ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業

事業内容

日常の安否確認と孤独感の緩和を目的に、65 歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、希望する曜日に電話やビデオ通話で安否確認を行うサービスです。

業務は、受託先のシルバー人材センターが利用者の希望する日に登録された電話に連絡します。

現状と評価

令和 6 年度、令和 7 年度に安否確認を行った際に緊急対応となった案件はありません。

また、利用者数は減少していますが、連絡を楽しみにしている利用者も多くおり、ひとり暮らし高齢者の孤独感の緩和と事業受託者側の生きがいづくりになっています。

【実績】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)
登録者数（人）	12	10	12

方向性

ひとり暮らし高齢者への安否確認の手段の一つとして必要と考えており、事業は継続していきます。また、必要とする市民が利用できるよう市広報等を通して制度の周知に努めます。

緊急通報システム事業

事業内容

65 歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者などの自宅に緊急通報装置を設置することで、緊急時には消防署へ直接通報ができ、通報を受けた消防署で利用者の情報が確認できるサービスです。

本人からの申請により緊急通報装置、ペンダント型端末機、見守りセンサー（人感センサー）をセットで設置します。

現状と評価

システムの設置台数は年度によってばらつきがあります。システムを通じて救急搬送となった案件は、令和6年度、令和7年度はともに0件でした。虚弱な高齢者の安全確保や不安解消の一助を担っています。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 （見込み）
設置台数（台）	41	36	45

方向性

虚弱な高齢者の安全確保と不安解消のためには必要な事業です。引き続き、高齢者が利用しやすいサービス提供に努めます。

高齢者タクシー料金助成事業

事業内容

85 歳以上の高齢者が介護保険の要支援・要介護認定者の5割を占める現状から、外出する機会を増やし社会参加を促進することが介護予防につながるため、85 歳以上の高齢者に年間 28 枚（月 2 枚＋4 枚）のタクシー基本料金助成券と併用して利用できる利用料金助成券（500 円×最大 24 枚）を交付しています。

利用できる福祉タクシーや介護タクシーを含めたタクシー会社 32 社と協定を締結し、高齢者の外出を支援しています。

現状と評価

高齢者の外出支援施策として、通院、買い物などに利用されています。

また、令和6年度から75歳以上84歳以下の非課税世帯も利用条件に加え、さらに遠出ができるよう令和7年度からは、85歳以上の非課税世帯に対して基本料金助成として併用できる利用料金助成券（500 円×最大 24 枚）を開始しています。

【基本料金助成実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
発行人数（人）	2,014	2,354	2,500
発行枚数（枚）	51,226	60,914	66,000
利用枚数（枚）	15,991	17,658	19,800
利用率（％）	31.2	28.9	30.0

【利用料金助成（500 円）実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
発行人数（人）	—	368	380
発行枚数（枚）	—	7,006	8,500
利用枚数（枚）	—	4,278	5,270
利用率（％）	—	61.1	62.0

方向性

施策の拡充により高齢者の外出にどのような効果をもたらすのかを注視し、継続的に事業を実施します。

高齢者短期入所事業

事業内容

冠婚葬祭や病気など家族の都合により、高齢者を一時的に養護できない場合、原則7日間を限度として、利用者負担があり、養護老人ホームを利用して短期間養護する事業です。

現状と評価

冠婚葬祭や病気など家族の都合だけではなく、高齢者虐待や災害などによる緊急避難の受け入れ先としての利用もあるため、今後も継続できるよう居室の確保をはじめ、受け入れ態勢を整備しています。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
利用件数（件）	7	7	7
延利用期間（日）	178	161	170

方向性

在宅で身の回りのことが自分でできない高齢者を抱える家庭や緊急避難の受け入れ先として不可欠なサービスです。引き続き、委託先の法人との連携に取り組んでいきます。

在宅高齢者住宅リフォーム費助成事業

事業内容

おおむね 65 歳以上の高齢者で、要介護認定は「非該当」と判断され、かつ日常生活に支障がある人のうち、所得の少ない世帯の方（市民税非課税世帯）で、自宅の手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行う場合、工事費用を助成する制度です。住宅改修の費用を 10 万円を上限として工事費用の 9 割を助成します。

現状と評価

令和 6 年度、令和 7 年度ともに利用がありませんでした。
市民の制度の認知不足が一因と考えられるため、制度の周知が必要です。

【実績】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)
利用件数（件）	0	0	2
助成額（円）	—	—	200,000

方向性

介護保険制度では支援できない市民に対する制度であり、必要とする市民が利用できるよう市広報等を通じて制度の周知に努めます。

難聴高齢者補聴器購入費補助事業

事業内容

聴力機能の低下が見られる高齢者の生活支援及び、社会参加の促進を図るため、当該高齢者に対し、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。

本事業の対象となる高齢者には、要件があります。

助成金額は購入に係る費用の半額です（上限２万円）

現状と評価

令和３年度の制度開始以降、利用者は増加してきましたが、令和７年度にはやや減少しました。

【実績】

	令和６年度	令和７年度	令和８年度 （見込み）
利用者数（人）	16	11	15
助成額（円）	320,000	220,000	300,000

方向性

聴力機能の低下が見られる高齢者の生活支援及び、社会参加の促進を図るため、事業を継続していきます。

日常生活用具給付事業

事業内容

ひとり暮らし高齢者が安全に日常生活を送れるように、生活用具（電磁調理器）を給付しています。

本事業の対象となる高齢者には、要件があります。

現状と評価

火災を心配する高齢者自身やその家族から毎年継続的な利用があります。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
利用者数（人）	2	3	3
助成額（円）	17,600	26,400	26,400

方向性

高齢者が安全に、安心して暮らせるように、事業を継続して実施します。

また、必要とする市民が利用できるよう市広報等を通じて制度の周知に努めます。

5 在宅介護支援福祉施策

介護者が在宅で安心して介護ができるよう、身体的・精神的・経済的な負担の軽減に向けた様々な支援を推進します。

在宅要介護者介護手当支給事業

事業内容

3ヶ月以上寝たきり状態又は3ヶ月以上認知症の症状が続き、常時介護が必要な65歳以上の方を自宅で介護している方に対し、介護にかかる負担を軽減するため、月額8,000円を年2回に分けて支給するものです。

現状と評価

重度の要介護者を在宅で介護している介護者に対する支援事業です。
令和元年10月より支給額を引き上げました。
引き続き、適正化を図りながら事業を進めています。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
年間延べ支給件数 (件)	1,040	1,110	1,120
年間支給総額(円)	8,320,000	8,880,000	8,960,000

方向性

在宅で重度の要介護高齢者を介護することは、介護者にとって非常に負担のかかることであるため、引き続き事業を継続していきます。

訪問理髪サービス

事業内容

65 歳以上の寝たきり高齢者の保健衛生の向上と介護者の負担を軽減させるため、理髪店に行くことが困難な家庭に理・美容師が出向いて、調髪の実施を行う事業です。

利用券を年間最大6枚（2か月で1枚）交付しています。

現状と評価

在宅の重度の要介護者が対象のため、利用者の入れ替わりにより理容、美容の利用回数に変動はありますが、毎年度一定の需要があります。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
登録者数（人）	23	25	30
延べ利用回数 （回）	理容 35 回 美容 51 回	理容 37 回 美容 42 回	理容 40 回 美容 40 回

方向性

重度の要介護高齢者を在宅で介護している家庭にとって、高齢者の保健衛生の向上と介護者の負担軽減の両面を支援できる制度のため、引き続き事業を実施していきます。

要介護者の家族や家族介護者支援の充実

事業内容

在宅で介護が必要な高齢者を介護している家族の心身の負担軽減を図るため、相談支援や集いの場などで同じ境遇や立場の人同士が交流できる場の確保を行っています。特にヤングケアラーや認知症高齢者の家族支援など、関係部局が連携し取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業や属性や世代を問わない包括的な相談支援等について、障害分野や児童福祉分野等の他分野と連携を図ります。

方向性

介護をしている家族支援として、相談支援の充実や集いの場での交流など引き続き実施します。

また、ヤングケアラーについては、現在、市の教育部門で連携し、対象者の把握のため調査を行っています。今後、支援すべき対象がある場合は、関係部局が連携し、速やかに支援できるよう、体制の構築に努めます。

認知症高齢者家族については、同じ立場の人同士で悩みや情報を共有できるよう介護者の家族会を開催するなど、交流できる場を整備します。

6 福祉施設施策

環境上の理由や経済的事情などで、在宅での生活が困難であると判断された高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。また、有料老人ホーム等の状況把握を行います。

養護老人ホーム入所措置

事業内容

精神科医師や保健所長などで構成される老人ホーム入所判定委員会において、環境上の理由や経済的事情などで、在宅での生活が困難であると判断された高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。

現状と評価

環境上の理由や経済的理由で在宅生活ができない高齢者は一定数存在するため、必要な事業です。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
ぬく森	8	7	8
さわやか日本ライン	1	—	—
サンライフむつみ	—	1	1
あかつき	—	1	2

※市外の施設：さわやか日本ライン（岐阜県加茂郡坂祝町）、サンライフむつみ（江南市）、あかつき（岐阜県関市）

方向性

環境上の理由や経済的事情などで在宅での生活が困難であると判断された高齢者に必要なため、事業を継続していきます。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握

事業内容

当市では、有料老人ホームが 16 か所、サービス付き高齢者向け住宅が 2 か所設置されています。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、多様な介護ニーズの受け皿の一つとして、サービスの提供状況の把握を行っています。

方向性

県と連携し、状況把握に努めるとともに、介護サービス相談員を活用し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ります。

7 保健施策

健康増進のための事業の充実と環境整備

事業内容

市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、生活習慣病予防や健康増進に繋がる保健事業を行っています。誰もが気軽に行うことができるウォーキングを推奨する取り組みとして、健康づくり推進員への委託事業として、市作成の「ちょこっと歩こういぬやま」の冊子に掲載するウォーキングコースを中心に、年間を通して各地域でウォーキングを行っています。また、ウォーキング講座やアプリを活用したイベントも行っています。

また、中高年を対象に料理教室を食の改善推進員への委託事業として実施し、食事のバランスなどに配慮した食事づくりの実践指導を行い、日常生活に取り入れられるようにしています。

現状と評価

歩行姿勢や歩数を意識することで、健康増進や介護予防に繋がるウォーキング事業を包括的に実施しており、事業の継続とともにウォーキングアプリのダウンロード数も増加し、一定の成果がありました。

令和7年度までは、ウォーキングに特化したアプリでしたが、令和8年5月から新たに愛知県の健康づくり支援アプリ「あいち健康プラス」を導入し、歩数記録の他に、血圧・体重などの記録や生活習慣の管理機能の活用を呼び掛けています。

食に関する事業では、栄養バランスを機器で測定する食育 SAT システムを使った「健康レストラン」を他の事業と合同実施しており、例年安定して参加者が集まっています。

料理教室では、初心者向けだけでなくステップアップ向け教室を開催することで、自主グループに加入する人が増え、継続に繋がっています。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
ウォーキング事業 「ちょこっと歩こう いぬやま」	開催回数 (回)	8	7	6
	延参加者数 (人)	126	102	90
ウォーキングアプリ 「てくてく」(R8.3 終了)、 健康支援アプリ 「健康支援プラス」 (R8.5～)	ダウンロード 数	5,498	5,783	R8.5月導入 500
中高年男性の料理入門	開催回数 (回)	10	8	8
	延参加者数 (人)	68	72	100
選んで楽しく健康 レストラン（食育 SAT）	開催回数 (回)	10	8	5
	延参加者数 (人)	189	182	100

方向性

年々開催回数が減少している理由としては、高齢者数の増加と介護予防の一体的実施により、健康増進目的の保健事業から、介護予防目的の保健事業へと重点事業がシフトされたためですが、今後も健康増進事業は継続的に行っていきます。

また、健康増進や介護予防に繋がる保健事業の推進とともに、身近な生活圏で気軽に無理なく健康づくりや介護予防の取組ができる環境が整い、民生委員・児童委員をはじめ、高齢者あんしん相談センターの生活支援コーディネーターが地域コミュニティの場を広く紹介し情報提供しています。

今後も地域コミュニティや老人クラブなど関係団体とも連携をとり、様々な機会を捉え、資源を活用しながら事業を企画していきます。

生活習慣病発症予防、重症化予防

生活習慣病は中年から高齢者の間で急増する傾向にあり、一度かかると完治させることは難しく、重い障害となり介護が必要となる場合もあります。

生活習慣病は生活習慣が深く関与し、その改善により予防できる可能性が高いことから、生活習慣病のリスクを抑える生活を送ることを推奨するとともに、毎年健康診断を受けることを推奨し、受診率の向上にも努めています。

事業内容

1. 健診事業

① 特定健康診査（各保険者による健康診査）

40 歳～74 歳を対象に生活習慣病予防を目的にした健康診査で、国民保険、社会保険、共済保険など各保険者が被保険者に対し、毎年行う健診です。

健診項目は、身体測定、血液検査、視力検査の外、国保対象者には、心電図、貧血検査、眼底検査を上乗せし、血管系疾患に対応した健診内容となっています。

② 後期高齢者医療健康診査

75 歳以上を対象に生活習慣病予防を目的にした健康診査で、健診項目は、特定健康診査と同じです。

2. 重症化予防事業

健診結果によって生活習慣の改善が必要な人を対象に、保健師等による特定保健指導、病態別講座の開催、個別訪問等を行っています。

また、治療中断者や健診未受診者への家庭訪問を行い、医療機関につなげる取組をしています。

現状と評価

犬山市国保被保険者を対象にした特定健康診査の令和7年度受診率は 38.2%でした。

【検診受診率（国保）実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
特定健康診査（%）	38.7	38.2	38.0

方向性

健診受診率の向上とともに、健診結果を問わず、食事や運動、睡眠、飲酒、喫煙などの改善意識を持つことや、日頃の生活習慣を見直し、無理なく継続できる生活習慣の改善などの予防対策を進めていきます。

基本目標

2

**介護予防の推進と地域における包括的・継続的な
ケアマネジメント****1 介護予防・フレイル予防、健康づくりの推進**

高齢者が自ら介護予防に取り組む意識が高められるよう事業の内容を再検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参画するボランティア団体との連携強化を図ります。

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護（要支援）状態となることの予防又は要介護（要支援）状態の軽減・悪化の防止を目的として取り組みます。

高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護（要支援）状態になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現をめざします。

《一般介護予防サービス》

集いの場の拡充

事業内容

地域住民が主体となって、体操・囲碁・将棋・茶話会・ものづくりなどを定期的に行う集いの場が各地で開催されています。

集いの場に通うことで、身体機能が向上するだけでなく、閉じこもりや孤立の防止、生きがいや社会的な役割の確保、さらには、参加者同士の安否確認にもつながります。

現状と評価

新規立ち上げ時の支援、専門職による健康相談や健康教育の開催、地域住民への周知を行い、自主的な活動が継続できるよう支援を行っています。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、関係機関と連携し、重症化予防事業の開催や、地域の集いの場への参加を促すなどの集いの場マップの配布等を行っています。

参加者の高齢化や運営主体の担い手不足などに伴い、活動中止となる集いの場もありますが、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の地域づくり担当等が支援し、毎年新しい集いの場が立ち上がっています。

高齢者、障がい者に限らず、地域のいろんな人が参加し、交流する場となるように、集いの場の周知、参加を市広報等でも促しています。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
把握している集いの場	229	239	250

方向性

歩いていくことができる距離に集いの場ができるよう、引き続き集いの場の立ち上げ支援を行っていくとともに、開催状況や参加することによる効果を積極的に周知していきます。

フレイル予防事業

事業内容

フレイルとは、病気ではなく、加齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい健康と要介護の中間の状態のことです。

早目に気がついて適切な対策をとれば改善が可能であることから、健診事業や健康づくり事業を通して、フレイル予防を進めています。

1. 健診事業

① 後期高齢者医療健康診査（フレイル健診）

75 歳以上を対象に、生活習慣病とフレイルの早期発見を目的にした健康診査です。令和2年度から問診表の内容を「フレイルチェック」に変更し、筋力や口腔内の衰え、認知症、社会参加の有無などフレイル傾向をみる 15 項目の問診により、生活習慣病の早期発見に加え、フレイル予防への個別対策を行っています。

② オーラルフレイル歯科健康診査

60 歳、70 歳、76 歳を対象に、従来の歯周病検診にオーラルフレイルチェック3項目（飲み込む機能、口腔乾燥、噛む機能）を加えた内容です。結果により歯科医師がアドバイスをを行い、口腔機能の維持・向上のための教室に繋がります。

③ アイフレイル眼科健診

65 歳、76 歳を対象に従来の緑内障検診の検査項目に加え、問診票にアイフレイルチェックの項目を加えたもので、加齢に伴って発症する眼疾患の早期発見、早期治療により、視力の低下、失明を未然に防ぎます。

2. 健康づくり事業

① フレイルチェック票での自己チェック

令和6年度以降 70 歳、76 歳を対象者に、フレイル自己チェック票を送付しています。30 項目あるチェックの中で、「ロコモフレイル」「アイフレイル」「オーラルフレイル」「認知症」の傾向があると判定された方に対し、保健師等が個別支援を行っています。

② フレイル予防講座

フレイル予防の意識付けや予防効果のある運動の講座や歯科衛生士と管理栄養士による口腔と栄養の話などの講座を実施し、生活機能の維持向上に繋がっています。

③ フレイル予防教室（FYS）

市内4カ所の公共施設で、通信カラオケを使用し、筋力アップや認知症予防のための頭の体操、嚥下等の口腔機能の低下を予防するための口の体操をインストラクターと一緒にを行います。

インストラクターと一緒にいったあとは、認知症予防や閉じこもり等を防ぐため、生活習慣に関するアドバイスなどのミニ講話を行います。

現状と評価

健診事業は、これまでの健康診査や歯科健康診査、緑内障検診にフレイル予防対策としての視点を入れ、健診内容の充実、対象年齢の拡充を行いました。また、フレイルの状態か、その前段階かを早めに自らが気づき、予防や改善の行動を促すために、自己チェック票の送付を行い、返信があった人への個別支援を行っています。

フレイル予防スクール（FYS）については、教室のプログラムを参加者にあった内容に見直したことにより、最後まで教室に参加される方は増えてきましたが、教室自体への参加者は減少傾向にあります。また、教室に参加された方が、教室で学んだことを自主的に続けられるよう、OB会の伴走支援も行っています。

【実績】

フレイルチェック票の送付・回答状況

年度	対象者数	回答者数	回答率
令和6年度	1,976人	1,140人	57.7%
7年度	1,783人	1,079人	62.2%
8年度	1,632人	1,056人	64.7%

年度	事業名	回数	延参加者数
令和6年度	体力に自信がない人のための筋力トレーニングルーム（6回シリーズ）	6回	111人
	転倒骨折予防講座	4回	79人
	知って得する元気教室	6回	47人
	健康寿命のびのび教室	1回	34人
	いすトレ教室	3回	30人
	今仙製作所共催事業（歩き方診断）	3回	41人
	フレイル予防スクール（FYS）	48回	596人
令和7年度	転倒骨折予防講座	3回	45人
	知って得する元気教室	3回	15人
	フレイル予防運動講座	4回	33人
	フレイル予防栄養講座	2回	12人
	体力に自信がない人のための筋力トレーニングルーム（7回シリーズ）	7回	61人
	フレイル予防スクール（FYS）	48回	351人
令和8年度（見込み）	フレイル予防運動講座	2回	20人
	ロコモ予防講座	2回	40人
	シニアのためのピラティス	2回	30人
	高齢者のための筋トレ	12回	120人
	フレイル予防スクール（FYS）	48回	400人

方向性

各種健診については、受診しやすい環境づくりや効果的な受診勧奨など、受診率向上に努めます。

また、フレイル予防のための教室を周知するとともに、自宅や身近な場所で気軽に取り組めるフレイル対策の知識や意識の向上を図ります。

また、地域でサロン事業を展開する民生委員・児童委員等の関係団体や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）職員とも連携して、集いの場の拡充と合わせて、多角的なフレイル予防にもつながるよう、継続的に支援していきます。

フレイル予防スクール（FYS）については、参加者数の増加を図るため、市民が参加しやすくなるよう会場数、教室の開催回数、開催形式等を見直します。

ミニ講話の内容を充実させ、教室の魅力を高めることで、外出したいと思う方が、外出の動機づけにつながるよう推進していきます。また、これまで活動があったOB会の伴走支援を強化していきます。

地域の特性に合わせたフレイル予防事業（介護予防事業）

事業内容

令和9年度から高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に市内5地区それぞれの地域概況等を踏まえ、支援が必要な方（要支援1・2）の増加を将来的に抑えるため、地域の特性に合わせた介護予防事業（フレイル予防）の取り組みを進めていきます。

現状と評価

現状、各地区で地域の実情に応じ、介護予防事業を展開しているところですが、さらに地域の特性を反映した事業の展開が必要と考えます。

方向性

アンケート結果より見えた地域特性等を踏まえ、各地区で市民が参加したくなるような介護予防の取り組みを進めていきます。

健康づくり事業（高齢者対象）

（１）木曜サロン（出張サロン）事業

事業内容

町内などを単位とした単位老人クラブの一般高齢者を対象に、市民健康館の保健師が中心となって、介護予防や生活習慣病予防をテーマに運動や健康講話などを組み合わせたプログラムを実施しています。

現状と評価

高齢者が地域の仲間とともに、主体的な介護予防や生活習慣病予防に取り組む意識が高まるように毎年内容を工夫しています。

令和６年度は市民健康館の保健師や健康づくりボランティアが地域へ出向いて講話を行う出張サロンの方式をとり、令和７年度は市民健康館を会場に実施し、８年度は出張型と健康館の双方を会場に木曜サロンを再開しました。

講話内容は、食事バランス、認知症予防、フレイル予防、体力チェック、口コモ予防など、毎年テーマを決めて行いました。

【実績】

	令和６年度	令和７年度	令和８年度 （見込み）
開催日数（日）	12	14	15
参加者数（人）	330	301	320

（２）健康体力チェック事業

事業内容

握力、バランス力、柔軟性、敏捷性などの測定を行い、個別に結果票を返却し、結果に即した運動内容を案内しています。

市の保健師・看護師が中心に行い、イベントでは市内外で体操を中心に健康づくり活動を行っている愛知県健康づくりリーダーの協力のもと、実施しています。

現状と評価

各地域高齢者あんしんセンターや民生児童・児童委員が中心となって運営するサロンの場に参加したり、市主催の運動教室等の参加や、自主グループなど依頼のあった団体などにも行っています。

デジタル化、グラフ化された個々の結果票をもとに、筋力の維持、身体のしなやかさを保つための体操、ストレッチ等を紹介し、自分に合った運動を勧めています。

定期的に体力チェックを行い、体力の維持増進を図ることは、客観的に自分の体力がデジタル化され評価できることから、運動意欲につながります。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
開催回数（回）	28	26	30
参加者数（人）	461	503	540

方向性

体力チェックの項目については、参加者の年齢がかなり高齢化してきているため 国の示す体力テストの項目とは別に、安全に参加しやすく評価しやすい項目を検討し、高齢者が自ら介護予防に取り組む意識を高め、日頃の活動にも取り入れられる事業内容を検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参画するボランティア団体との連携強化を図ります。

介護予防を担うボランティアの養成

事業内容

高齢化率の上昇や複雑化するニーズに対応するため、多様な担い手の育成が求められており、介護予防に関する講義や実践を行う養成講座を通し、地域で活躍するボランティアを養成しています。

また、養成後は、市の保健事業とも連携し、活動の場を設けたり、各種イベントで活動紹介をしています。

現状と評価

食の改善推進員と健康づくり推進員の養成のため、各協議会と市が協働で養成講座を隔年で実施しています。

ボランティアの養成は、毎年もしくは隔年の実施で、参加者が少ないのが現状ですが、ボランティア活動は自身の健康維持・介護予防及び社会参加・地域貢献を通じた生きがいづくりになっています。

食の改善推進員会員登録者数 26 人（令和8年4月1日現在）

健康づくり推進員会員登録者数 7 人（令和8年4月1日現在）

推進員の高齢化が進み、特に健康づくり推進員会員登録者数が激減しており、担い手の育成が課題です。

【養成講座の実施状況と新規ボランティア登録者数実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
食の改善推進員	回数	5 回	隔年実施のため 休止	6 回
	延参加者数	17 人		25 人
	うち新規登録者数	2 人		5 人
健康づくり推進員	回数	3 回	隔年実施のため 休止	未実施
	延参加者数	19 人		—
	うち新規登録者数	4 人		—

方向性

高齢者あんしん相談センターや民生委員・児童委員等と連携を図り、担い手の確保や活動内容の充実に向け、事業内容を見直して、健康づくりに関心のある人が登録しやすい養成方法を検討します。

また、市民の健康づくり・介護予防の意識の醸成とともに、ボランティア自身がいきいきと活動していけるよう、推進員活動の後押しを行っていきます。

2 高齢者の重層的・包括的な見守り支援体制の充実

高齢者がそれぞれの状況に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、介護者に対する支援の観点からも、生活支援・見守り体制の充実を図ります。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

事業内容

センターには、専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）のほか、地域づくり担当を配置していますが、さらに機能強化することで増加する相談や複合的な課題を抱えた困難ケースに対応していきます。各職員が地域のネットワークを構築し、保健・医療・福祉に関する相談・支援などを包括的かつ継続的に実施しています。

市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、高齢者自身やその家族、地域住民からの相談に応じ、各種サービスの調整や関係機関との連携強化を図っています。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）一覧（令和9年3月現在）

名称	設置場所
犬山北地区高齢者あんしん相談センター	キャスト・ヨシヅヤ犬山店内
犬山南地区高齢者あんしん相談センター	総合犬山中央病院内
城東地区高齢者あんしん相談センター	特別養護老人ホームぬく森内
羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター	老人保健施設フローレンス犬山内
楽田地区高齢者あんしん相談センター	特別養護老人ホーム犬山白寿苑内

現状と評価

核家族化が進んでいることや「介護」に対する漠然とした不安のため、相談等も増加傾向にあります。

そのため、各相談内容に対応できるよう機能強化を目的として、高齢者あんしん相談センター内の職員の増員を進めています。

また、高齢者の抱えるニーズの多様化だけではなく、子どもや孫世帯からの多岐に渡る課題を抱えた困難ケースも増えており、各家庭の状況に合わせた柔軟な対応が求められています。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 （見込み）
相談延べ件数（件）	15,160	16,363	17,700
権利擁護事業件数（件）	608	666	730

方向性

高齢者の複雑化、複合化するニーズや多岐にわたる課題を抱えた実情に合わせ、必要なサービスや地域の社会資源を結び付け、包括的支援ができる体制づくり（地域包括ケアシステム）を深化させるよう、多機関と連携した適切な支援をしていきます。

各高齢者あんしん相談センターでは、単純に費用面のみならず、各種相談事項や、より地域の特徴に合わせた活動をすることも考慮したうえで、対象者に寄り添ったサービスの提供を一層強化していくため、運営の契約期間を複数年としました。その期間中に受託法人が計画的に人材確保と育成ができるよう、体制の充実を促進します。

重層的な支援体制の構築

事業内容

重層的支援体制整備事業※1 を実施することにより、地域での相互扶助の基盤整備を推進するとともに、既存分野の専門性を生かした支援とあわせて分野を横断して連携することで、複雑化・複合化している地域住民の支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築します。

※1 重層的支援体制整備事業は、包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで専門職による支援体制を整えるとともに、地域住民相互の気にかける関係性の中で支え合いや助け合いの基盤を構築する事業で、社会福祉法第 106 条の 4 に規定されています。

現状と評価

福祉課に設置している「ふくし総合相談窓口」にて、高齢・障害・子ども・生活困窮などの分野を超え、全世代に対応する包括的な相談支援を実施するため、庁内関係課との連携会議、関係機関との支援者会議、支援者向けの研修の実施等により、既存の分野ごとの支援体制の良さはそのままに、複雑化・複合化した課題に対して関係機関が連携して対応できるよう体制づくりを図っています。

方向性

多分野の支援機関が協働する体制の継続と、市民が世代や属性を超えて交流できる場所や居場所を活用し、複雑化・複合化している地域住民の支援ニーズに対応していきます。

高齢者見守り支援ネットワークの推進

事業内容

高齢者の見守り体制の強化のため、市内の新聞販売店、日本郵便株式会社などと「犬山市高齢者見守りネットワーク事業協定」を締結し、業務の中で関わる高齢者を見守り、異変に素早く対応できる体制を構築しています。

また、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）による訪問支援等を行っています。

現状と評価

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加する中、地域との交流がほとんどない高齢者が増えており、緊急時に対応することが困難な場合も多くみられ、見守り体制の推進が必要です。

令和 7 年度末現在では、50 事業所と協定を結び、支援体制を構築しています。

平常時の見守り活動において、個人情報の守秘義務の観点から情報収集が難しいことが課題となっています。

【協定締結事業所数 実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
事業所数（か所）	50	50	50

方向性

高齢化率の上昇により、支援が必要な高齢者も増えることが想定され、日頃から地域での見守りや、福祉・介護サービスの提供を通じた見守りなど、幾重ものネットワークにより、見守り体制の強化を図ります。

また、身近な地域の町内会や、医療機関、介護サービス事業所、警察署、高齢者見守りネットワーク協定事業所といった、あらゆる機関との連携を強化しながら、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支えていくための見守りネットワークを推進します。

より多くの事業所に登録、協力してもらい、見守りネットワークを拡大できるよう周知を図っていきます。

避難行動要支援者支援制度の活用

事業内容

希望者が市への申請により、市が「避難行動要支援者支援制度名簿提供同意者名簿」を作成し、地域の関係者へ配付することで、地域において平常時の見守りに活用するとともに、災害時の安否確認や避難支援が迅速に行われることを目的としています。

災害時や災害の発生する恐れがある場合に、在宅者で、自力で避難することが困難で、避難確保に特に支援を要する高齢者や障害者等に対し、地域の中で情報の伝達や避難の手助けをする仕組みをつくります。

現状と評価

申請には、個人ごとに避難行動計画の作成が必須となっており、支援者を1名以上登録する必要があります。

また、令和7年度には、対象者全員に対してアンケートを実施し、該当者には民生委員による戸別訪問で、実態調査を実施しました（3年に1度）。

引き続き、防災担当課と高齢者、障害者、難病者の担当課が連携し、事業の周知を図り、有事の時に実効性の高い制度とする必要があります。

要支援者に対し、平常時より声かけや見守りをすることで、住民全体の防災意識を高めるとともに、地域が主体となった避難支援体制を整えるために、関係団体である民生委員・児童委員や町会長のみならず、市民全体へ制度の周知を図っています。

【避難行動要支援者支援制度名簿提供同意者の実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
介護保険の要介護 3～5の認定者（人）	30	35	36
身体障害者手帳 (内部障害を除く) 1～3級所持者（人）	102	105	110
療育手帳A判定所持者	11	12	13
精神障害者保健福祉手帳 1級所持者（人）	1	2	2
その他（難病患者等） （人）	18	24	24
合 計（人）	162	178	185

方向性

避難行動要支援者及び地域住民への制度の周知を一層図るとともに、真に支援を必要とする要支援者の把握に努め、有事の際は本制度が実効性の高いものとなるよう、当事者の意見も聞きながら仕組みを整えていきます。

今後も対象者の増加が予想されるため、関係者と協力し、地域における自助・互助の取組の強化に努めます。

3 在宅生活を支える体制整備

ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。

生活支援コーディネーターの配置

事業内容

地域課題を把握し、解決に繋げるための体制づくりの一環として、地域における高齢者の生活を支える資源の開発、担い手の養成、関係者間のネットワーク構築などを行う専門職として、生活支援コーディネーターを配置しています。

また、生活支援コーディネーターを補完する役割のつながりづくり会議（協議体）を各地区に設置し、地域情報の把握・共有のために定期的を開催しています。

【生活支援コーディネーターの配置一覧】

圏域	地区	所属
市全体（第1層）	犬山市全域	一般社団法人和顔の輪
日常生活圏域（第2層）	犬山北地区	医療法人社団明星会
	犬山南地区	社会医療法人志聖会
	城東地区	社会福祉法人ともいき福祉会
	羽黒・池野地区	医療法人啓友会
	楽田地区	社会福祉法人白寿苑

現状と評価

市全体で活動を行う第1層生活支援コーディネーターは1名、日常生活圏域で活動を行う第2層生活支援コーディネーターは市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に1名ずつ配置しています。

令和8年6月には、「協議体」という名称が硬く住民に伝わりにくいという課題に対し、協議体メンバー主導にて「つながりづくり会議」という通称に変更しました。今後も引き続き、つながりづくり会議（協議体）を開催し、地域での見守りや支え合いの体制づくりを進めていきます。

つながりづくり会議では、サロン活動の取組にも力を入れています。参加者の多くが高齢者という状況であるため、より幅広い参加が求められます。

今後は多世代、他分野（歴史、文化、スポーツなど）との連携・協働との視点を持ちながら、つながりづくり会議の活性化のため、多様な方々にこの事業への理解と参加を促すなど周知する取組が必要です。

【第1層協議体開催実績】

単位：回

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
第1層協議体交流会（人）	11	12	12

【第2層協議体開催実績】

単位：回

地区	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
犬山北地区	12	12	12
犬山南地区	12	12	12
城東地区	12	12	12
羽黒・池野地区	12	12	12
楽田地区	12	12	12

方向性

生活支援コーディネーターや各地区の第2層協議体を中心に、地域情報の共有を進め、課題の解決に努めるとともに支え合いの体制づくりを推進します。

また、各地区の取組の成功事例を全市のつながりづくり会議（協議体）のメンバーを集め実施する交流会で共有し取組を活性化させます。

また、チラシの作成・配布、活動内容をホームページや広報などに掲載することで、事業の周知を図ります。

なお、生活支援コーディネーターを中心とした地域の相談支援や、住民が主体となるサロン活動の運営支援は、地域のつながりづくりを強化するためには必要不可欠と考えます。

今後は、本計画において、サロン活動などの居場所づくりや、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制を充実していきます。

地域ケア会議

事業内容

① 地域ケア会議

地域の高齢者、及びその世帯を取り巻く課題が複雑化する中で、介護サービス事業所、医療機関、近隣住民などの関係者を集め、個別ケースの支援内容の検討を行うことを目的として、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が開催しています。

② 介護予防等の取組における検討会（自立支援型地域ケア会議）

個別ケースの検討を重ねることにより、地域課題を把握し、それらの課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで地域包括ケアシステムを深化させることを目的として、開催しています。

現状と評価

① 地域ケア会議

個別ケースについて支援内容を検討していますが、複合的な課題を抱えたケースが多く、課題の解決には時間がかかることも多々あります。

② 介護予防等の取組における検討会（自立支援型地域ケア会議）

令和4年度より軽度者（事業対象者や要支援と認定された人）を対象とした介護予防等の取組における検討会を再開しました。市職員、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）職員、リハビリテーション職等の専門職や介護事業所等の参加を得て実施しています。

個別ケースの検討結果を地域づくりや政策形成に活かすことが十分にはできていないため、会議の運営方法について議論を進めています。

介護予防をテーマに専門職ならではの地域づくりを進めていく必要があります。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
地域ケア個別会議 (高齢者あんしん相談センター主催) (回)	28	26	24
介護予防等の取組における検討会(回)	2	0※	0※

※検討会としての実施はないが、会議運営方法についての議論を重ねている。

方向性

① 地域ケア会議

住民や関係者に地域ケア会議の目的や機能の周知を図るとともに、必要時会議への参加を促していきます。

また、関係者間のネットワーク構築や顔のみえる関係づくりを強化していくことで、支援が必要な個別ケースを早期に把握する体制を目指します。

② 介護予防等の取組における検討会（自立支援型ケア会議）

愛知県のアドバイザー派遣事業を活用しながら、検討会の進め方について相談し、今後、個別ケースの検討を重ね、地域課題を抽出し、地域づくりに活かしていきます。

高齢者見守り配食事業

事業内容

ひとり暮らしの高齢者等にお弁当を直接手渡しすることで安否を確認し、高齢者の健康状態、生活の異変等を把握するとともに、緊急事態における早期対応を図ります。また栄養のバランスの取れた食事を摂ることにより、健康の保持増進にも寄与しています。高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所のアセスメントに基づき、平日週1回から5回まで曜日を決めて昼食を宅配するサービスです。

高齢者に合ったメニューを作成し、配達時には必ず声をかけて手渡しをしています。

現状と評価

配達時に必ず手渡しをすることとしているため、利用者の異変に気づき、救急搬送等の対応することができました。

しかし、事前連絡のない外出により、予定通りに配達ができない等の課題もあります。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
事業所数（か所）	6	5	4
登録者数（人）	40	42	46
延べ配食数（食）	5,479	5,722	6,069

方向性

虚弱な高齢者の安否を確認する手段の一つであり、高齢者自身の健康維持を支援する事業でもあります。食事の宅配と同時に、熱中症対策や犯罪への注意喚起のチラシ配布等の情報提供もしていきます。

利用者の食事に対する要望も多様化しているため、ニーズに対応できるよう、配食業者の充実を図るとともに、市広報等を通じて制度の周知に努めます。

介護用品支給事業

事業内容

寝たきりなどの重度要介護高齢者を在宅で介護している介護者の経済的負担の軽減と在宅介護の支援を図ることを目的に、住民税非課税世帯に対し、紙おむつなどの介護用品を年4回支給しています。（給付限度額 月額上限 8,500 円）

現状と評価

毎年、利用者にアンケートを行い、ニーズの把握に努めています。
必要に応じて給付品目の見直しを行っています。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 （見込み）
利用者数（人）	21	20	23
給付総額（円）	1,399,570	1,355,022	1,500,000

方向性

介護者の経済的負担の軽減を図るためにも必要な施策であり、今後もよりよい支援を行っていくために、介護者の意見を取り入れた介護用品の選定や利用条件の見直しを検討しながら事業を継続していきます。

4 認知症施策の充実

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うとともに、早期発見・早期対応につながるよう、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や認知症初期集中支援チームなどと連携し、認知症に対する総合的な支援に努めます。

なお、施策の展開にあたっては、令和6年1月に施行された、認知症推進基本計画に基づき、「新しい認知症観」に立ち、推進していきます。また、新たに第6章において、第1次認知症施策推進計画を策定し、本施策と連動していきます。

認知症サポーター養成講座やキャラバンメイトによる地域活動

事業内容

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への正しい知識と理解が必要です。

認知症の人とその家族が、地域で安心して生活ができるよう、地域住民や企業などに対して認知症の病態や認知症の人への接し方などの知識を持ち、見守りを支援していく「認知症サポーター」の養成講座を行っています。

また、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、チームオレンジ等による認知症に関する普及啓発や様々な取組を行っています。

本市では、愛知県が主催する養成研修を受講したキャラバンメイトの養成を行っています。キャラバンメイトは「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務める役割があり、講座の実施をきっかけに、住民から相談を受けたり関係機関との連携を図ったりすることを通し、地域のリーダー役となる役割が期待されています。

キャラバンメイトと認知症サポーター、認知症地域支援推進員、チームオレンジで協働して認知症に関する啓発活動を行っています。

現状と評価

老人クラブや民生委員・児童委員、町内会、各地区で実施されている高齢者教室の利用者、企業などを対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。

また、小学生や中学生を対象としたキッズサポーター養成講座や高校生、大学生、若者を対象としたサポーター養成講座を開催し、幅広い年齢のサポーターを養成してきました。

また、キャラバンメイトや認知症サポーターと共に、認知症の人とその家族を見守るための普及啓発活動に取り組んでいます。

認知症サポーター養成講座の修了後には、認知症サポーターとして地域で自立

して見守り活動を担ってもらうことをねらいとしていますが、認知症地域支援推進員として活躍する場がなく、実際の活動には結びついていないことが課題です。

市内の小中学生をはじめ、高校生、大学生、若者を対象に、認知症に対する理解を促し、認知症の人への対応などを学び、地域全体で認知症の人を見守るネットワークの構築を図るためにキッズサポーター養成講座も開催しています。

子どもからおとな、高齢者まで多くの人で認知症の人の地域での暮らしを支えていくことが必要です。

また、認知症の当事者やその家族が、気軽に様々な活動などに参加できるように、集いの場やサロン、認知症カフェなどの取組を通じて、交流等が必要です。

地域の活動のなかで、本人発信などの活動においては、認知症であることで消極的な態度になってしまうことが多く、認知症当事者の活躍には至らないことも課題です。

【認知症サポーター養成講座実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
実施回数（回）	17	10	10
養成人数（人）	284	128	150
延べ受講者数 （人）	7,368	7,397	7,547

【キャラバンメイト実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
登録者数	64	69	75

① 認知症月間パネル展示

9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症啓発のパネル展示を市役所等で実施し、啓発に努めます。

② 犬山オレンジフェスタの開催

9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせ、各地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が中心となり地域独自の認知症に対する啓発活動を行っています。

③ 認知症の周知啓発

広報犬山の特集として、認知症に関する周知啓発の記事を掲載します。

④ 認知症サポーター養成講座

地域住民や企業などに対し、認知症の病態や接し方の知識など見守りを支援していく「認知症サポーター」養成のための講座を開催します。

方向性

市民に対して認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を引き続き行うことで、認知症への正しい知識と理解を深めてもらえるよう事業を継続していきます。また、地域の中で見守る意識で見守れるようにできるよう、周知啓発活動に努めます。

また、地域での見守り体制をより充実させるため、キャラバンメイトや認知症サポーターの養成講座を継続して実施します。さらに、小学生や中学生を対象としたキッズサポーター、高校生や大学生や若者も対象にサポーターを養成していきます。

認知症サポーターが中心となり認知症の人が活躍できる場や通いの場（認知症カフェなど）を開催するなどの取組を進めます。

認知症ケアパス

事業内容

認知症の発症予防から人生の最終段階まで、認知症の状態に応じた対応の流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けるとよいのかがわかるように、「あんしんして暮らせる犬山市 認知症ガイドブック～認知症ケアパス～」を作成・配布しています。

現状と評価

高齢者支援課、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、認知症初期集中支援チームにて作成したガイドブックを配布しています。

方向性

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい暮らしが送れるようにすることを目的とし、より活用しやすいガイドブックとなるよう工夫するとともに認知症に関する相談窓口の周知を進めます。

ガイドブックは随時見直しを行います。

認知症初期集中支援チーム「つなごっと」

事業内容

認知症の疑いがあるのに受診を拒否する人、認知症の治療を中断している人、介護サービスを利用したが上手くつながらない人、認知症の症状が顕著なため介護や対応に苦慮している人などに対し、医師（認知症専門医又はサポート医）・医療系専門職・介護系専門職で構成するチーム「つなごっと」を構成しています。

対象者や家族へ訪問支援や相談を行い、指導や助言を行うことで、適切な医療・介護サービスを受けられるよう、一定期間集中的に支援しています。

現状と評価

本人や家族、関係機関などからチームに相談が入り、月1回のチーム員会議にて支援方法を検討しながら適切な支援を行っています。

認知症への理解が十分ではなく、本人や家族が認知症だと認めたくない、知られたくないなどの理由で、相談や受診ができないケースがまだまだ存在していることが課題です。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
相談件数 (実人数) (人)	24	22	22
延相談回数 (回)	186	228	230
訪問による対応 ケース (実人数) (人)	18	48	50
訪問回数 (延べ回数) (回)	6 (18)	11 (48)	12

方向性

認知症の人やその家族、当事者を支援しているサービス提供事業所にも、認知症の啓発と共に、チームについての普及啓発を行います。

認知症の初期段階からチームが個別ケースに対応し、認知症の人やその家族を支援します。

フレイルチェックリストの活用

事業内容

当市では、70 歳、76 歳を対象に実施するフレイルチェックリストに認知症に関する項目を設けています。

フレイルチェックリストの回答内容から、今後認知症になるリスクが高い人を洗い出し、支援が必要な人には、高齢者あんしん相談センター職員による訪問活動を行い、早期発見、早期受診につなげています。

現状と評価

フレイルチェックリストは市内在住の 70 歳、76 歳の人全員に郵送で送っていますが、返送する人のみが対象となり、その中で認知症のリスクが高い人への支援となります。このため、まずはフレイルチェックリストの返送率を上げることが課題です。

なお、支援が必要な人には高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）につなぐことができます。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
訪問人数（人）	75	48	73

方向性

引き続き、70 歳、76 歳時のフレイルチェックリストを送付します。返送率を上げ、必要な人に支援につなげて行けるよう、早期発見に取り組みます。

見守りGPS購入費助成事業

事業内容

GPSを利用した専用端末機の購入費の一部を補助し、高齢者が所在不明となった場合に、介護者が位置情報を検索でき、早期発見に役立てます。

現状と評価

GPS端末機を高齢者が所持していなければ、検索することができないため、いかにして高齢者にGPS端末機を常時携帯してもらえるようにするかが課題です。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
利用者数（人）	1	2	3

方向性

高齢者の見守りや安否確認の手段の一つとして必要な事業です。他の見守り、安否確認の事業と併せ、事業の周知に努めていきます。また、GPS端末機以外にも、GPS内蔵のインソールやスマートタグなど、他の選択肢もある点から今後、効果的な手法を検討していきます。

見守りシール交付事業

事業内容

個別番号と二次元コードが記載された見守りシールを認知症の人の衣類や所持品に貼付しておき、万が一行方不明になった場合に、発見者が二次元コードを読み取ると、事前に登録した家族などに連絡が入り、発見者と保護した場所の情報交換ができ、早期に家族に引き渡しができるよう支援しています。

現状と評価

発見者となりうる地域住民などに認知症への理解と、見守りシールのことを普及啓発し、行方不明高齢者を発見した場合に見守りシールに気づき、利用してもらえるような取組が必要です。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
申請人数（人）	15	13	15

方向性

高齢者の見守りや安否確認の手段の一つとして必要な事業です。他の見守り、安否確認の事業と併せ、事業の周知に努めていきます。

今後もよりよい手段の検討も継続的に行っていきます。

認知症高齢者等個人賠償責任保険

事業内容

認知症又は徘徊行動をするおそれのある高齢者が日常生活に起因する偶然の事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する団体総合生活補償保険への加入を市が取りまとめます。

現状と評価

誤って電車を止めるかもしれない、他人の物や商品を傷つけるかもしれない、といった介護者の不安の解消を担っており、毎年更新して継続加入する方が多くいます。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
年間契約者数 (人)	18	23	25

方向性

他の認知症施策とともに、認知症の方やその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため、今後も継続していきます。

5 医療と介護の連携強化

支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で医療・介護サービスを一体的に受けられるよう関係機関との連携を強化し、在宅療養を支える体制の充実を図ります。当市では、尾北医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託しており、2市2町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）における連携を図ります。

在宅医療介護連携強化への取組

事業内容

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係者の連携を推進しています。

現状と評価

平成 25 年度から、尾北医師会犬山支部、犬山扶桑歯科医師会、尾北薬剤師会犬山支部、訪問看護、介護サービス事業所、介護支援専門員などの医療と介護の関係者の顔が見える関係づくりのため、研修会・情報交換会（犬山あんしんネットワークの会）を毎年開催しています。

【実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 （見込み）
犬山あんしんネットワークの会（回）	0	1	1

方向性

引き続き、切れ目のない支援ができるよう関係機関と顔の見える関係づくりに努めていくとともに、課題や施策を検討していきます。

6 高齢者の権利擁護の推進

すべての高齢者が、個人の意思を尊重された暮らしができるよう、権利擁護の取組を推進します。また、成年後見制度などの周知を図るとともに、活用するにあたっての支援の充実に努めます。

高齢者虐待防止のための取組

事業内容

虐待通報に対し、本人確認などの情報収集から必要時には分離措置の対応まで迅速に行うため、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や警察などの関係機関と連携を図っています。

あわせて、高齢者及び養護者の支援を早期に行う体制づくりを推進しています。

現状と評価

高齢者の虐待防止について市民への周知を図るため、広報等を通じて啓発を実施しています。

個別事例の背景が複雑化・複合化しており、今まで以上に行政内の各部門や関係機関との連携が必要となっています。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、介護サービス事業所の職員、その他関係機関を対象に、高齢者虐待防止研修を受講の推奨等、専門職に対し虐待防止及び早期発見の啓発を行っています。

【高齢者虐待事例（疑い等も含む）対応件数実績】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 （見込み）
対応件数（件）	198	225	260

方向性

虐待背景の要因が複雑化・複合化しており、行政内の各部門や関係機関と連携し対応していきます。

また、早期発見・早期介入のためにも、介護サービス事業所の協力は必要不可欠であるため、市民への啓発とあわせて介護サービス事業所への啓発も継続して取り組みます。

成年後見制度及び日常生活自立支援制度の活用 （頼れる身寄りのない高齢者等への支援）

事業内容

判断能力の低下した高齢者や障害者の財産や権利を守るために、制度の周知及び必要な支援を行います。

成年後見制度に関しては、申立をする親族がいない場合は、市長が申立を行います。

現状と評価

親族がいない、親族がいても疎遠で関わりを拒否している事例や複合的な課題を持つ事例が増加しています。

本市では成年後見センターを設置し、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）などの関係機関との連携を図るとともに、必要な人が制度を利用できるような体制を構築してきました。

【実績】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 （見込み）
成年後見制度市長 申立件数（件）	0	1	2	2
日常生活自立支援 制度利用件数 （件）	9	7	3	6

方向性

関係機関との連携を図り、高齢者の財産や権利を守るために、諸制度の周知や高齢者の権利擁護に関する住民の理解促進に努めるとともに、必要時の成年後見制度市長申立についても継続して実施します。

なお、国では、令和8年6月に改正社会福祉法が成立し、頼れる身寄りない高齢者等の入院や死後事務支える事業が創設されました。

支援内容は、日々の見守りや金銭管理を含む日常生活の支援、身元保証が必要になる入院、入所にまつわる支援、葬儀や納骨、家財の処分など亡くなったあとの支援が、想定されています。

国から示されるガイドラインに基づき、速やかな実施に向けて体制の構築を図ります。

第6章 犬山市認知症施策推進計画

1 計画の策定にあたって

（１）計画の背景と目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することを目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「基本法」という。）が令和6年1月に施行されました。都道府県及び市町村は、国の「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、各地域の実情に即した自治体ごとの認知症施策推進計画を策定するよう努めることが規定されました。

本市においては、認知症の人は増加しており、これまでに認知症の人に関する理解の推進や認知症サポーターの養成、医療や保健、福祉で連携した早期発見・早期対応する体制を整備する等、認知症の人の暮らしや困りごとに対応するための取り組みを進めてきました。

今後も認知症の人の増加が見込まれ、認知症になっても、本市でその人らしく安心して暮らし続けられるような取組の充実が必要です。

本市における認知症施策を計画的に、着実に推進するため、本章を基本法第13条の規定に基づく市町村認知症施策推進計画として位置づけ、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と一体的に策定しました。

（２）計画の期間

本計画は、第11次犬山市高齢者福祉計画・第10次犬山市介護保険事業計画にあわせて、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とします。

2 計画の基本的な考え方

本市では、基本法を踏まえ、共生社会の実現をめざし、「認知症の人に対する住民理解の促進」と「認知症の予防」と「相談体制の整備」に重点を置き、以下のような体系で取組を進めていきます。

共生社会の実現	施策目標1 認知症の理解の 推進と意向の尊重	(1)認知症の人に関する理解の 促進、社会参加の支援	①認知症の人に関する理解の促進
			②社会参加の機会の確保等
		(2)認知症の人が安心して暮らす ための生活の支援	①認知症バリアフリーの推進
			②相談体制等の整備
	施策目標2 早期発見 ・早期対応	(1)連携体制の充実等	
		(2)認知症の予防等	

計画の推進にあたっては、基本法に基づき、「新しい認知症観」に立ち進めていきます。

『「新しい認知症観」に立つ』とは、

- 「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、診断を受けた後も一人一人にできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けられるという考え方で
- 認知症の人を含めた市民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要があります。
- 認知症の人が、認知症の状況に応じて、最期まで自分らしく暮らせるよう、周囲の人の支えも得ながら、認知症の人の尊厳を保持できるようにすることが重要です。

3 基本的施策

施策目標 1 認知症の理解の推進と意向の尊重

（１）認知症の人に関する理解の促進と社会参加支援、意思決定支援と権利の保護

① 認知症の人に関する理解の促進

施策の目標

認知症になっても一人ひとりにできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で、希望を持ってその人らしく暮らし続けられるよう、認知症に対する正しい理解を深め、地域の中で見守る体制の構築をめざします。

現状と課題

- 年齢に関わらず誰もがなりうる認知症は、正しく理解することが必要です。
- 認知症について、その症状と症状に起因する問題行動ばかりが注目されやすく、認知症の人自身の尊厳やその意思が軽視される傾向にあります。認知症に関する偏見や課題を解消し、社会全体で認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人をだれもが支援できるようにすることが必要です。
- ９月の世界アルツハイマー月間に合わせ、広報やイベント等を開催し、認知症の啓発を進めています。
- 地域住民や企業、学校等で地域住民や企業などに対し、認知症の正しい知識や認知症の人への接し方の知識など見守りを支援していく「認知症サポーター」養成のための講座を開催しています。
- 「認知症地域支援推進員」が活動しやすい環境づくりが課題です。

具体的な取組

◇アルツハイマー月間パネル展示

９月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症啓発のパネル展示を市役所等で実施し、啓発に努めます。

◇犬山オレンジフェスタの開催

９月 21 日の世界アルツハイマーデーに合わせ、各地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が中心となり独自に認知症に対する啓発活動を行います。

◇認知症の周知啓発

広報犬山の特集として、認知症に関する周知啓発の記事を掲載します。

◇認知症サポーター養成講座

地域住民や企業などに対し、認知症の病態や接し方の知識など見守りを支援していく「認知症サポーター」養成のための講座を開催します。

◇認知症初期集中支援チーム「つなごっと」

認知症専門医又はサポート医・医療系専門職・介護系専門職で構成する専門家チームです。

本人や家族、関係機関などからチームに相談が入ると、リーフレットやガイドブックを用いて、本人や家族にあったサポートを行います。

また、住民啓発の一環として各イベント等に赴き周知啓発活動を行います。

◇認知症地域支援推進員の活動

地域の実情に応じた認知症施策の要となる認知症地域支援推進員を配置し、地域での認知症の講座の開講や、認知症カフェやピアサポート活動を行い、個々の認知症の人や家族等に応じた施策を進めます。

② 認知症の人の社会参加の機会の確保等

施策の目標

認知症の人が多様な社会参加をすることで、人や支援とつながり、生きがいや希望をもって暮らすことができるように支援します。

現状と課題

- 本人発信などの活動においては、認知症であることで 本人や家族が消極的な態度になってしまうことが多く、本人の活動に支障が出ている可能性があります。
- 認知症であることを理由に、本人が社会参加する機会を失うこともあり、社会参加の機会の確保が重要です。

具体的な取組

◇認知症の人自らの経験等の共有機会の確保

認知症の当事者同士が出会い、その経験等を共有し、ピアサポート活動につながるよう、認知症地域支援推進員や関係機関との連携を行い支援します。
その他、ピアサポート活動を支える人材不足の解消を進めていきます。

◇認知症の人の社会参加の機会の確保

認知症の人が社会参加し、認知症の人の声ができる限り届けられるよう機会の確保を図ります。認知症の人は支えられる側として扱われることが多く、地域社会の中で「支える側」としての役割や生きがいを持つための機会を創出していきます。

◇家族会（話し合いの場）での支援

認知症の人やその家族等の活動の場を模索するとともに、介護軽減に繋がる取組を実施するため、現状の聞き取り等を行い、本市や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）職員等が個別に本人や家族を含む家族会を開催していきます。

◇若年性認知症の人の支援

若年性認知症の人や家族等のニーズに応じて、本市の担当窓口や専門機関への照会等、今後の生活支援を行います。

（２）認知症の人が安心して暮らすための生活の支援

①認知症バリアフリーの推進

施策の目標

認知症の人の声を聴きながら、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく認知症バリアフリーの取組を推進し、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう支援します。

現状と課題

- 講座を開催し、認知症サポーター、キッズサポーターの養成を行っており、令和８年３月現在サポーターは 7,496 人です。
- 本市や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等にいる認知症地域支援推進員が、認知症の人が活躍できる場や通いの場（認知症カフェなど）を開催するなどの取組（チームオレンジ）を進めています。サポーターの減少やリーダーの担い手がみつからないなど、認知症カフェやチームオレンジの新たな立ち上げができていません。リーダーの担い手の確保やカフェや取組の立ち上げ支援等が必要になっています。
- また、既存の認知症カフェ等では新規に参加しづらいこともあるとの声もあり、新規でも参加しやすい環境を整備する必要があります。
- 本市、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、認知症初期集中支援チームにて作成した「あんしんして暮らせる犬山市 認知症ガイドブック～認知症ケアパス～」を配布し、今後生活をする上での不安の解消を図っています。
- 高齢者の見守りや安否確認のため、見守りシールの配布をしています。発見者となりうる地域住民などに行方不明高齢者を発見した場合に見守りシールに気づき、利用してもらえるような取組を検討していきます。
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険への加入により、認知症により誤って電車を止めるかもしれない、他人の物や商品を傷つけるかもしれない、といった介護者の不安の解消を図っています。

具体的な取組

◇認知症サポーターやキャラバンメイトの養成

地域住民や企業などに対して認知症の病態や認知症の人への接し方などの知識を持ち、見守りを支援していく「認知症サポーター養成講座」、さらに「認知症サポーターステップアップ講座」を実施します。

市内の小学生や中学生を対象としたキッズサポーターや高校生、大学生、若者を対象とした養成も行います。

認知症サポーター養成講座を受講した団体にはステッカーを配布し周知を行ってまいります。

また、愛知県が主催する「キャラバンメイト養成講座」への参加も積極的に行

いつつ、地域での活動支援を行っていきます。

◇認知症カフェの実施

認知症の人が活躍できる場や認知症の人やその家族、地域の人など誰もが集える場所です。悩み相談や気軽な世間話などのピアサポートを行います。

◇チームオレンジの実施

地域の認知症サポーターを中心にチームを組み、認知症の人やその家族を支援するための取り組みや認知症に関するさまざまな活動を行います。

◇高齢者見守り支援ネットワーク

地域社会の中で、さまざまな活動をしている人や団体、事業所の協力をいただき、さりげない見守りや声かけにより、お互いに負担のかからない方法で見守りを行うネットワークです。

日々の活動中で何らかの異変に気付いた時は、高齢者支援課に連絡することで、必要な支援につなげます。

◇認知症ケアパス

認知症の発症予防から人生の最終段階まで、認知症の状態に応じた対応の流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けるとよいのかがわかるように、「あんしんして暮らせる犬山市 認知症ガイドブック～認知症ケアパス～」を作成・配布します。

◇認知症高齢者声かけ訓練

認知症の方が徘徊などにより迷子や行方不明になった場合を想定し、実際に地域で声かけをする訓練を実施します。

◇見守りGPS 購入費助成事業

GPSを利用した専用端末機の購入費の一部を補助し、高齢者が所在不明となった場合に、介護者が位置情報を検索でき、早期発見に役立てます。

◇見守りシール交付事業

個別番号と二次元コードが記載された見守りシールを配布し、家族や介護者が認知症の人の衣類や所持品に貼付しておき、万が一行方不明になった場合に、発見者が二次元コードを読み取ると、事前に登録した家族などに連絡が入り、発見者と保護した場所の情報交換ができ、早期に家族に引き渡しができるよう支援します。

◇認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症又は徘徊行動をするおそれのある高齢者が日常生活に起因する偶発的な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する団体総合生活補償保険への加入を市が取りまとめます。

②相談体制等の整備等

施策の目標

認知症の人や家族等が困りごと等を気軽に相談し、必要な社会的支援につながれるように体制整備を推進します。

現状と課題

- 認知症の人やその家族はなかなか病院受診ができず、適切な治療もできていないことがあります。また、認知症ということを世間に知られたくないといった心情もあります。

具体的な取組

◇認知症相談体制の整備

独居など認知症の人を取り巻く課題を踏まえ、かかりつけ医、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等が地域の実情にあわせて機能や連携を図る体制の整備を目指します。

◇認知症や相談に係る情報の発信

認知症の人やその家族が相談したいときに必要な情報が提供されるように、本市、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）での情報発信やケアパスの周知やHP、SNSでの情報発信を行います。

◇重層的支援体制整備事業の推進

本市における地域住民の複合・複雑化したニーズに対応して、地域全体でつながり続ける支援体制を構築することを目的に「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することを目指した事業展開を行っていきます。

施策目標２ 早期発見・早期対応

（１）連携体制の充実等

施策の目標

医療・保健・福祉をはじめとする専門家が連携し、適切なサービスを切れ目なく利用できるように体制の整備を図ります。また、必要な人材の確保と資質の向上を図ります。

現状と課題

- 認知症の疑いがある人、認知症の疑いがあるのに受診を拒否する人、認知症の治療を中断している人、認知症の症状が顕著なため介護や対応に苦慮している人などに対し、認知症専門医又はサポート医・医療系専門職・介護系専門職が対象者や家族へ訪問支援や相談を行い、指導や助言を行うことで、適切な医療・介護サービスを受けられるよう、一定期間集中的に支援しています。
- 認知症への理解が十分ではなく、本人や家族が認知症だと認めたくない、知られたくないなどの理由で、相談や受診ができないケースがあります。

具体的な取組

◇認知症初期集中支援チーム「つなごっと」

認知症専門医又はサポート医・医療系専門職・介護系専門職で構成する専門家チームです。

本人や家族、関係機関などからチームに相談が入り、月１回のチーム員会議にて支援方法を検討しながら適切な支援を行います。

◇認知症地域支援推進員の活動支援

地域の実情に応じた認知症施策の要となる認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェやピアサポート活動を行い、個々の認知症の人や家族等に応じた施策を進められるよう、活動を支援していきます。

（２）認知症の予防等

施策の目標

認知症の早期発見・早期対応につながるよう、関係機関と連携、情報共有して取り組んでいきます。

現状と課題

- 健康づくりや介護予防の推進は、認知症の予防や進行の抑制にもつながる取組で推進が必要です。
- 介護予防事業として、本市や高齢者あんしん相談センター主催の介護予防教室を実施するとともに、高齢者の世帯訪問時等に基本チェックリストの実施による閉じこもり等今後何らかの支援が必要な人の把握に努めています。
- 介護予防普及活動として、介護予防教室を開催し、受講人数も増加していますが、地域の特性に応じた受講メニュー等を組み込むことが難しくなっています。

具体的な取組

◇健康づくり・介護予防の推進

本市主催のフレイル予防スクールや本市、高齢者あんしん相談センター等による介護予防教室等での介護予防の推進やフレイルチェックリストの実施により、今後介護状態にならないよう対象者の把握や予防に努めます。

また、通いの場など高齢者の居場所づくりや孤立防止のための交流事業の実施などを行い、健康づくりや生きがいづくりの場に参加してもらう機会をもつことで認知症予防に努めます。

◇認知症の早期発見の取組

高齢者あんしん相談センターでの窓口業務や、認知症初期集中チームによる訪問活動により、早期発見への取組みを推進していきます。

また、本市が実施するフレイルチェックリストにおいて、認知症に関する項目で、今後認知症になりうる人を洗い出し、その該当者については高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）職員における訪問活動も行い、早期発見・早期受診につなげていきます。

◇認知症の早期発見のための関係機関との連携

認知症初期集中支援チームや、高齢者あんしん相談センターはもとより、地域の中で早期発見につながるよう、かかりつけ医や民生委員や町内会等からの情報も共有し、早期発見のために連携を強化していきます。

4 計画の推進にあたって

（１）保健・医療・福祉の関係機関との連携

認知症施策の推進にあたっては、認知症の人やその家族の状況に応じた支援や困りごとにきめ細かな対応するため、保健・医療・福祉をはじめとする専門家や庁内の関係部局と緊密に連携して進めていくことが重要です。

（２）認知症の人と家族等の参画の推進

認知症施策の立案、実施、評価にあたっては、認知症の人やその家族等の参画が求められています。丁寧な意見聴取、職員との対話、現場の確認等により認識を共有し、計画の推進を図ります。

（３）計画の推進

本計画は、P（計画）、D（実行）、C（評価）、A（改善）サイクルにより、着実な推進を図っていきます。